

(別紙1)

茨城県立歴史館令和4年度春の特別展「鹿島と香取」広報物作成及び広報宣伝業務委託
公募型プロポーザル企画提案書作成要領

1 提出書類

- (1) 提出部数は、正本1部、副本9部とする。副本は正本の複写で可。
- (2) 表紙は、企画書提案事業所名、代表者名、所在地、担当者名、電話番号及びE-mailアドレスを記入すること。
- (3) 用紙はすべて片面で印刷するものとし、片面を1枚と算定する。縦書き、横書きは自由とする。10.5pt以上の文字を使用すること。
- (4) サイズは原則A4判とするが、A3判1枚を折り込んで使用することも可とする。ただし、その場合、2枚として数える。
- (5) 提出書類の制限枚数は、各書類は合計枚数16枚(表紙は含まない。)を上限に、書類毎の制限枚数を極端に下回ることをないようにすること。

番号	提出書類	記載内容	制限枚数
1	企画提案書	<p>(1) 基本コンセプト 「茨城県立歴史館令和4年度「鹿島と香取」広報物作成及び広報宣伝業務委託仕様書」の「2 業務目的」を踏まえて、コンセプトや配慮すること、期待される効果、特に重視する事項等を記載すること。</p> <p>(2) 告知物を用いた広報</p> <p>① チラシ・ポスター・バナーの制作を前提とした、展覧会への関心を惹きつけるメインビジュアル案を1案作成し、そのコンセプトを記載すること。 ※デザイン作成に際して必要な画像素材等は当館から提供する。</p> <p>② ①を用いたチラシ・ポスターなどの告知物について、本展を周知するのに効果的な配布数、配布先、配布時期について具体的な案を示すこと。</p> <p>(3) 各種メディアや広告等を活用した広報</p> <p>① 展覧会情報等を戦略的に発信して誘客を促進するために活用するメディア媒体の種類、放送あるいは掲載期間・回数、業務実施に当たっての考え方を具体的に記載すること。</p> <p>(4) 追加提案 上記(2)(3)で提示した案以外に、当館ならば</p>	14枚以内

		<p>に本展の認知度向上と誘客促進を図ることができる効果的かつ実現可能な広報施策を独自に提案すること。</p> <p>(5) 実施スケジュール 各業務の具体的な実施スケジュールを記載すること。</p> <p>(6) 実施体制 本業務に従事する人員体制及び組織図が分かるように記載した体制表を提示してください。</p>	
2	経費見積書	提案する業務の内容の項目ごとに、事業実施に必要な事業経費を記載すること。ただし、「一式」とせず、内容が分かるようにし、単価・数量が分かるものは記載すること。	2枚以内

2 提出方法

持参又は郵送による送付（書留郵便又は配達証明に限る。）

3 提出期限

令和4年10月28日（金）17時（必着）

4 提出先

〒310-0034 茨城県水戸市緑町 2-1-15
茨城県立歴史館 史料学芸部学芸課 蔀政人
TEL 029-225-4425

5 受理の通知

提出書類が期限までに到着し、受理したときは、提出者に対して受理したことを電話等で連絡する。

6 企画提案にあたっての留意事項

- (1) 企画提案書は1者1提案とする。
- (2) 企画提案書の作成にあたっては、茨城県立歴史館令和4年度春の特別展「鹿島と香取」展示室入館者数が全会期（I期：令和5年2月17日（金）～3月21日（火・祝）、II期：令和5年4月8日（土）～5月7日（日））で計20,000人（I期：12,000人、II期：8,000人）を越すことを目標として内容を考案すること。
- (3) 企画提案書を受け付けた後の内容の追加及び修正は認めない。ただし、軽微なものについては、この限りではない。
- (4) 提出された企画提案書が次項に該当するときは無効となる場合がある。
 - ① 企画書の内容が本要領の規定に適合しないもの。
 - ② 虚偽の内容が記載されているもの。

- (5) 見積金額は、委託期間中の本業務に係る一切の経費を含む額とする。
- (6) 消費税及び地方消費税を含めた額を見積金額として見積書に記載すること。なお、消費税額及び地方消費税額の税率は10%とすること。

7 その他

- (1) 本委託業務により生まれた著作権等の知的財産については、すべて茨城県立歴史館に帰属するものとする。
- (2) 提出された書類は、審査の用途以外に、提案者に無断で使用しない。
- (3) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (4) 企画提案書の作成、提出等プロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (5) 提出された書類は、公益財団法人茨城県教育財団情報公開規程に基づき、情報公開請求の対象となる。